

平成30年6月議会定例会
会議録

公立岩瀬病院企業団

平成30年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

平成30年7月10日（火曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第5号 公立岩瀬病院附属高等看護学院条例の一部を改正する条例

出席議員（10名）

1番 小山克彦	2番 安藤 聡	3番 佐藤栄久男	4番 横田洋子
5番 菊地 洋	6番 本田勝善	7番 小林徳清	8番 荒井裕子
9番 渡邊達雄	10番 関根保良		

遅参通告議員

なし

欠席議員

なし

説明のため出席した者

企業長	伊東幸雄	院長	三浦純一
副院長	大谷 弘	副院長	土屋貴男
副院長	安達恵美子	事務長	塩田 卓
参事兼医事課長	有賀直明	総務課長	福田和也

午後2時 開会

○議長（関根保良君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より平成30年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員、遅参通告議員はありません。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が提出されております。

印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、3番 佐藤栄久男議員、4番 横田洋子議員、5番 菊地洋議員を指名いたします。

この際、日程第3、議案第5号を議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長

○企業長（伊東幸雄君）

本日ここに、公立岩瀬病院企業団議会6月定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともに何かとご多用の中、ご参集をいただき誠にありが

とうございます。

さて、今期定例会におきましては、ただ今議題となりました議案1件についてご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、前定例会以後の病院事業について、主なものをご報告申し上げます。

初めに医師体制についてであります。

本年4月からは常勤医師数に換算して26名体制と、加えて、初期臨床研修医6名の32名の体制でスタートしておりますが、4月に受け入れた初期臨床研修医1名が自己都合により、5月末日を持って当院での臨床研修を中断することとなり、本日現在31名の医師体制となっております。

常勤医師数については「新公立岩瀬病院改革プラン」における経営指標に係る数値目標として、平成30年度期末で34名としておりますので、引き続き医師招聘による診療体制の充実を最優先課題として取り組んで参りたいと考えております。

また、地元医師会からの診療支援や、医師招聘につながる情報を収集するなど、地域との連携の中で医師招聘活動を展開していくことが重要でありますので、現在、オープンシステム委員会に地域の開業医の先生や、歯科医師の先生方、併せまして、146名に登録医となつていただいております。今年度も先日『オープンシステム委員会総会』を開催し、当院の勤務医師の専門分野を紹介し意見交換を行いながら、連携強化に向けて紹介や逆紹介など、役割分担について相互の理解を深めるとともに、協力をお願いしたところです。

次に、産科婦人科診療に係る運営状況について申し上げます。

昨年、平成29年3月22日の南棟での分娩開始から、29年度末、3月31日までの分娩件数は計画数を大きく超える547件となっております。

内訳といたしましては、構成四市町村にお住まいの方の合計で275件、全体の50パーセントを超える実績となっており、加えて福島県外から98件、福島市やいわき市など県内他地域からも70件ほどの利用があり、これら里帰り分娩も積極的に受け入れております。

なお、今年度に入りまして6月末現在での分娩数は150件を超えており、昨年をさらに上回る新たな命の誕生をみておりますので、引き続き体制の充実強化を図って参ります。

改めまして、これまでの地域をあげた「安心して子供を産み育てることのできる地域づくり」への取り組みに対し、議員皆様そして構成市町村並びに関係機関に対し感謝を申し上げる次第です。

次に、平成29年度の決算見込みについて申し上げます。

入院患者数が79,087人（対前年度比8,529人増、病床稼働率77.7%）、外来患者数が89,473人（対前年度比14,683人増）となり、入院患者・外来患者ともに前年度を大きく上回りました。

南棟を除く実績では、入院患者数72,088人（対前年度比1,530人増、病床稼働率82.3%）、外来患者数も78,082人（対前年度比3,292人増、対前年度累計比104.4%）となり、産科婦人科、周産期医療分を除いても患者数を増やすことができました。

このような患者増については、産科婦人科の開設による患者の受け入れや、一昨年8月に導入した地域包括ケア病棟の運用に伴うきめ細かな病床管理、さらには常勤医師33名体制となるなど、医療提供体制の強化や整備などこれまでの様々な取り組みによるものと思っております。

これらの取り組みの成果は、結果として収益面にも表れ、入院収益の決算見込額は34億9千333万円余りとなり、対前年度比、5億7千266万円ほどの増額となりました。

外来収益は11億6千347万円余りとなり、こちらも対前年度比2億782万円余りの増額となりました。

また、平成29年度は産科婦人科周産期医療の立ち上げに伴う支援策として構成市町村から他会計負担金の繰り入れもいただいております、入院・外来、その他の収益を併せた医業収益の合計額は、対前年度比10億8千518万円余りの増額となる56億2千794万円余りとなりました。

その一方で、医業費用決算見込額は、南棟稼働に伴う人件費、材料費、施設管理費等その他経費の増額や、減価償却費の増大などにより、対前年度比9億299万円余りの増額となる57億848万円余りとなり、医業収支は8千54万円余りの損失となる見込みですが、この額は対前年度比では1億8千218万円余り改善が図られた額となっております。

また、医業外収支は、構成市町村からの企業債元金償還金に対する繰入金を長

期前受金戻入として収益化する一方、28年度の産科婦人科診療棟建設に係る控除対象外消費税負担分が軽減されたことなどにより、医業外収支では対前年度比で3億2千万円余りの改善が図られ、1億8千510万円余りの利益となる見込みであり、医業収支、医業外収支を加えた経常収支については、1億4百万円余りの利益となる見込みとなっております。

これらに、過年度修正分としての特別損益を加えた当年度純利益については、平成22年度以来となります、6千792万円余りの黒字となる見込みです。

なお、29年度決算につきましては、今後、公認会計士の意見を伺ったうえで、監査委員による監査を経て、企業団議会9月定例会に提出することとしております。

また、数値目標に対しましては「経常収支比率」は101.7%、となり、「職員給与比率」は目標58.7%に対し、55.8%となりますので、いずれも目標数値を上回ることとなりました。

「南棟を除く病床稼働率」については目標83.3%に対し、実績82.3%となり、1ポイント下回ることになりました。

引き続き取り巻く環境は厳しい現状にありますが、喫緊の課題であります医師招聘による診療体制の強化、「地域医療連携推進法人制度」の活用に向けた取り組み、地域包括ケア病棟の活用による在宅復帰の支援など、取り組みをさらに強化し、地域の信頼と医療ニーズに一層応えることが出来る病院づくりに努め、結果として、経営基盤の向上にも寄与していきたいと思っております。

「新公立岩瀬病院改革プラン」を着実に推進し、全職員が病院目標を共有し、経営に参画するために、各部署で数値目標を明確にし、その成果を可視化しながら目標達成に向けた取り組み、医業収益を上げていくための取り組み、さらには、支出の削減に向けた取り組みなど、更なる改善改革に取り組む中で、地域医療の一層の推進と、安定的な黒字基調の病院経営を目指して参りますので、議員皆様方の特段のご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、病院運営の当面の課題等をご説明申し上げましたが、今期定例会には、単行議案1件を提案しております。

提出議案に係る提案理由につきましては、事務長から説明申し上げますので、慎重にご審議のうえ、速やかに議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関根保良君）

事務長

○事務長（塩田卓君）

それでは、本議会にご提案させていただきます議案 1 件につきまして、提案理由の説明をいたします。

公立岩瀬病院附属高等看護学院条例の一部を改正する条例であります。

お手許の議案をご覧ください。

本議案は、当企業団の公立岩瀬病院の付属施設であります高等看護学院の運営につきまして規定しております、高等看護学院条例の一部を改正する条例であります。

条例第 7 条において、高等看護学院が発行する証明書の交付に係る手数料を定めておりますが、本議案によりまして、成績証明書を発行できない旨の証明書を発行するための項目を加え、外国語での証明を求められた場合の交付手数料に加算額を追加設定するため、本議会にお諮りするものでございます。

改正箇所につきましては、添付資料としてお配りしております新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表 右側に現行の条例第 7 条といたしまして、手数料を定めておりますが、証明書の種類を、卒業証明書、卒業見込証明書、成績証明書の 3 通を、それぞれ 1 通 1, 0 0 0 円として定めております。

なお、消費税につきましては非課税とされております。

左側、改正後（案）でございますが、これまでの各 1 通 1, 0 0 0 円で交付しておりました証明書類を第 1 項にまとめまして、新たに第 2 項として、成績証明書を発行できない旨の証明書の交付手数料を 1 通 5 0 0 円と規定し、それぞれについてただし書の規定を設け、外国語による証明の場合の加算額を各 5, 0 0 0 円と定めるものです。

成績証明書を発行できない旨の証明書の発行につきましては、学校教育法施行規則第 2 8 条の規定により、学校において備えなければならない表簿等について、それらの保存期間を 5 年間と定められており、保存期間を経過した場合の証明として、成績証明書を発行できない旨の証明書を発行するものです。

さらに、外国語での証明につきまして、主に英文での証明を想定していますが、日本語以外での証明書の交付手数料として各 1 通 5, 0 0 0 円の加算額を徴収いたしたく、ただし書きにより加算額を設定するものです。

国外で看護師としての活動をするために、資格申請の際に添付書類として必要となるため、発行を想定しております。

本議会でご承認いただきましたら、来月 8 月 1 日から施行したいと考えております。

以上、議案 1 件について、提案理由を説明させていただきました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（関根保良君）

これより、議案第 5 号 公立岩瀬病院附属高等看護学院条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4 番横田洋子議員

○4 番（横田洋子君）

成績証明書を発行できないのは、表簿の保存期限が過ぎているので発行できないということによろしいか、また、加算の 5 千円の根拠を伺いたい。

○議長（関根保良君）

ただ今の 4 番横田洋子議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長

○事務長（塩田卓君）

表簿等については、5 年を経過したものは速やかに処分することも求められております。したがって、5 年を経過し保存期限がきれたものについては、成績証明書を発行できない証明書を発行することとなります。

加算の 5 千円につきましては、他の学校の料金を参考に設定させていただきました。以上です。

○議長（関根保良君）

よろしいでしょうか。

ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第5号 公立岩瀬病院附属高等看護学院条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成30年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

平成30年7月10日 午後2時25分 閉会